

**東京家政大学・短期大学部  
教職課程自己評価報告書**

**2023（令和5）年1月**

## 本学教職課程の自己評価の概要と進め方

教職課程の質保証については、大学の質保証の仕組みと切り離され、各大学の自主性に委ねられてきた。しかし、これまで中央教育審議会答申等ではしばしば教職課程の質保証を整えることが要求されてきた。そして、教育職員免許法施行規則が改正され、2022（令和4）年4月から教職課程の自己点検・評価が義務づけられるに至った。

本学においては、それに向けて以下のような準備を行ってきた。

第1に、教職課程の自己点検・評価を単独で実施するのではなく、大学の自己評価委員会の枠組みのなかに組み込んだ制度設計として、自己評価委員会規程を2020（令和2）年3月に全面改正した際に、その時点では施行されていなかった教職課程の自己点検・評価を全学の自己点検・評価の仕組みのなかに組み込むこととした。

第2に、教職課程の自己点検・評価の実施だけでなく、教職課程の質保証の責任を担う組織等を明確にすることも求められていた。本学では教員養成教育推進室を設けていたが、歴史的な経緯から学内的には中・高等学校教諭課程部門の延長線上で捉えられることがしばしばあったため、全学的な教職課程の責任を担う部署として、2021（令和3）年度から教職センターへと改組した。

2022（令和4）年度からの自己点検・評価の義務化に伴い、上記2点とあわせて、2022（令和4）年2月には、教職課程FDとして「教職課程自己点検評価について 附）情報通信技術を活用した教育の理論及び方法の新設について」を実施し、自己点検・評価についての学内周知を図った。また、自己点検・評価の指針については、文部科学省に設けられた教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議がまとめた「教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン」（2021（令和3）年5月）があったが、包括的であって、簡略化されてはいないため、本学では、全国私立大学教職課程協会が2021（令和3）年10月（2022（令和4）年1月一部修正）に示した「教職課程自己点検評価基準」に基づき、自己点検・評価を行うこととした。

そして、2022（令和4）年度から3年に1回、教職課程の自己点検・評価を行うこととし、初年度の2022（令和4）年度については、6月に教職課程を有する各学部長・科長（家政学部・栄養学部・人文学部・子ども学部・保育科・栄養科）に宛てて、上記基準に基づき各学部において教職課程の自己点検・評価を行い、9月末までにワークシートを提出するように依頼した。その結果を踏まえて、教職センターにおいて本自己評価報告書案をまとめ、自己評価委員会教員養成部会において審議し、本自己評価報告書としてまとめるに至ったとこ

ろである。

以下では、全国私立大学教職課程協会の「教職課程自己点検評価基準」の各基準項目ごとに大学・短期大学の自己点検・評価を行った。そして、最後に総括と教職課程の自己点検・評価に関しての今後の課題について言及する。

## 基準領域 1：教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協同的な取り組み

### 基準項目 1-1：教職課程教育の目的・目標を共有

- (1) 教職課程教育の目的・目標を、「卒業認定・学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」等を踏まえて設定し、育成を目指す教師像とともに学生に周知している。
- (2) 育成を目指す教師像の実現に向けて、関係教職員が教職課程の目的・目標を共有し、教職課程教育を計画的に実施している。
- (3) 教職課程教育を通して育もうとする学修成果（ラーニング・アウトカム）が、「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえて具体的に示されるなど、可視化を図っている。

大学・短期大学の「卒業認定・学位授与の方針」（以下、DP）及び「教育課程編成・実施の方針」（以下、CP）が設けられているが、別途、全学的な教職課程の DP、CP を設け、ホームページ及び学生便覧において公表し、ガイダンスを通じて周知を行っている。教職課程の DP では本学が求める教師像も併せて提示している。ただ、人文学部ではガイダンスでの周知が不十分であるところがあった。

また、育成を目指す教師像の実現に向けて、教職センター運営委員会、参事会を通じて、関係教職員が DP を共有することを通じて、教職課程教育を計画的に実施できている。例えば、英語コミュニケーション学科では独自に教職課程教育の計画を立案し、実施している。

教職課程の DP に照らしたラーニング・アウトカムは、履修カルテ（教職ポートフォリオおよび紙媒体）を通じて、教員の資質能力の育成指標を確認しつつ、実施している。ただし、教職ポートフォリオについては学生・教職員からその使い勝手の悪さについて指摘を受けてきたため、次年度から全学的なポートフォリオシステムが導入されることに伴い、これまで紙媒体で実施していた課程を含めてすべての教職課程についてのラーニング・アウトカムを、そのポートフォリオシステムのなかで確認していくこととしている。

### 基準項目 1-2：教職課程に関する組織的工夫

- (1) 教職課程認定基準を踏まえた教員を配置し、研究者教員と実務家教員及び事務職員との協働体制を構築している。
- (2) 教職課程の運営に関して全学組織（教職センター）と学部（学科）の教職課程担当者として適切な役割分担を図っている。
- (3) 教職課程教育を行う上での施設・設備が整備され、ICT 教育環境の適切な利用に関しても可能となっている。
- (4) 教職課程の質的向上のために、授業評価アンケートの活用を始め、FD（ファカルティ・ディベロップメント）や SD（スタッフ・ディベロップメント）の取り組みを展開している。
- (5) 教職課程に関する情報公表を行っている。
- (6) 全学組織（教職センター）と学部（学科）教職課程とが連携し、教職課程の在り方により良い改善を図ることを目的とした自己点検評価を行い、教職課程の在り方を見直すことが組織的に機能しているか、させようとしている。

教職課程認定基準を踏まえた適正な教員を配置している。なお、認定基準上は研究者教員と実務家教員の区別を設けることを要求していないため、教職課程としてその実態を十分に把握してはいないが、例えば、教職センター（栄養科）に所属する特任教員に 2 名は実務

家教員として全学的な教職課程の一端を担っていることから明らかなように、一定割合の実務家教員が教職課程に携わっており、研究者教員と連携しつつ教職課程を運用しているところである。また、事務職員（任期付助手を含む）と連携しつつ、教職課程の運営、教育実習等の業務に携わっている。

教職課程の運営に関する全学組織として、従来の教員養成教育推進室から 2021（令和 3）年度に教職センターへと改組した。また、教職センターには、各課程を主体的に担う参事と教職課程を有する各学科から選出された運営委員によって構成される運営委員会が設けられており、情報共有等を行い、役割分担を行っている。例えば、中・高等学校教諭課程部門では、教育実習の事前事後指導は教職課程科目担当教員が担当しているが、教育実習先への挨拶、巡回指導等は各学科教員の役割としている。そのため、例年 2～3 月に次年度の教育実習に向けた教員向けの説明会を行い、意見交換等を行っている。

本学では、コロナ禍を機に ICT 環境を BYOD 化することとした。そのため、全学的に無線 LAN 環境を整備し、どの教室においてもインターネット環境に接続することができ、また、プロジェクタないしは大型モニタも配置するようにしているが、人文学部においては必ずしも十分ではないとしている。なお、LMS は manaba を用いているが、学生にとっては利用者権限で利用できるだけであるので、次年度以降、小・中・高等学校での ICT 活用を見通して、Google Classroom を教員権限で活用していく予定である。

授業アンケートは学科・科単位で分析を行うことになっているため、教職課程という括り方での活用を行った実績はない。ただ、教職課程が各学科・科に設置される教科（領域）に関する専門的事項を前提としているため、その点では授業アンケートの活用は行われているといえる。また、教職課程として単独での FD はこれまで実施してこなかったが、2021（令和 3）年度 2 月 14 日～3 月 25 日にオンデマンド形式で「教職課程自己点検評価について（附）情報通信技術を活用した教育の理論及び方法の新設について」をはじめて実施した。2022（令和 4）年度 2 月には、オンデマンド形式で「教職課程における ICT 活用の考え方と関連資料」を実施した。

教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に規定する教職課程の情報については、教職センターの Web ページで公開している。

教職課程の質保証については、本年度より、自己評価委員会規程に基づき、学部単位での自己点検・評価を行い、その結果を本報告書にまとめ、次年度以降の改善に向けて取り組むというサイクルを確立した。今後、3 年ごとに同様の手続きで教職課程の点検・評価を行う

ことで、質保証を行う。

## 基準領域 2：学生の確保・育成・キャリア支援

### 基準項目 2-1：教職を担うべき適切な人材（学生）の確保・育成

- (1) 当該教職課程で学ぶにふさわしい学生像を「入学者受入れの方針」等を踏まえて、学生の募集や選考ないしガイダンス等を実施している。
- (2) 「教育課程編成・実施の方針」等を踏まえて、教職を担うにふさわしい学生が教職課程の履修を開始・継続するための基準を設定している。
- (3) 「卒業認定・学位授与の方針」も踏まえて、当該教職課程に即した適切な規模の履修学生を受け入れている。
- (4) 「履修カルテ」を活用する等、学生の適性や資質に応じた教職指導が行われている。

全学的な「入学者受入れの方針」(AP)を踏まえて、学生募集を行っているところであるが、その際、各学科・科において取得できる免許・資格の1つとして教員免許状が取得できることを周知している。そして、入学後、課程ごとにガイダンスを実施し、その際に、学生便覧に記載されている教職課程の履修条件を提示している。どの課程においても、教職課程の履修継続条件と教育実習履修条件を設けている。

本学は目的学科・科を複数抱えているため（児童学科・児童教育学科・子ども支援学科・保育科）、教職課程履修者数・免許取得者数は同規模の他の大学に比べて多くなっているが、全体としてみた場合には、適切な規模の履修学生を受け入れている。

履修カルテ（教職ポートフォリオおよび紙媒体）によって、学生は、教員の資質能力の育成指標をもとにラーニング・アウトカムを確認しつつ、年度ごとに目標と自己評価を行っている。それらを踏まえて、すべての学生に対して、履修カルテを通じて教員がコメントを行うことで教職指導を行っている。なお、特に指導が必要な学生には面談等を行うなどして指導を行っているところである。先述の通り、次年度から全学的なポートフォリオシステムが導入されるため、学生の学修状況及び指導状況をより包括的かつ詳細に捉えることができるようになり、より丁寧な指導が可能となる見込みである。

### 基準項目 2-2：教職へのキャリア支援

- (1) 学生の教職に就こうとする意欲や適性を把握している。
- (2) 学生のニーズや適性の把握に基づいた適切なキャリア支援を組織的に行っている。
- (3) 教職に就くための各種情報を適切に提供している。
- (4) 教員免許状取得件数、教員就職率を高める工夫をしている。
- (5) キャリア支援を充実させる観点から、教職に就いている卒業生や地域の多様な人材等との連携を図っている。

履修カルテ（教職ポートフォリオおよび紙媒体）や教職課程の授業などを通じて、教職課程の履修継続条件及び教育実習履修条件を基準として、学生が教職に就こうとする意欲を持っているかどうかを把握するとともに、適性を有しているかどうかを確認している。また、個別面談やケース会議などを行うことで適切に時機に応じた指導を行っている（家政学部・

子ども学部)。

教職センターでは特任教員及びアドバイザーが教職相談を行い、希望する学生が相談できる時間を設けている。そこで個別的にそれぞれのニーズや適性に応じた支援を行うとともに、それらから得られたニーズをもとに、教職ゼミ、東京アカデミーの学内講座などを開講して、組織的にキャリア支援を行っている。

また、教職センターでは、各教育委員会からの情報提供を適宜学生に周知するとともに、学内において教育委員会による教員採用試験説明会も実施している。また、臨採や講師の情報についても適宜提供している。これに加えて、専門教育科目のなかでも情報提供や相談に応じている（家政学部）。

教員免許状取得件数については、上述のように、教職課程履修者数が同規模の他の大学に比して多いため、これ以上に増やすことは現実的ではないが、ガイダンス等を通じて現状を維持していくことはできている。また、教職就職率は比較的高い水準で推移している。ただ、今後、教員の需要が減少することが見込まれていることから、これまで以上に丁寧な教職指導とキャリア支援が必要になる。

包括協定を結んでいる北区、板橋区から指導主事等を派遣してもらい、教職実践演習等で講演をしてもらうなど、外部の人材を活用している。また、教育委員会による教員採用試験説明会の学内での実施、授業内でのゲストティーチャーの活用など、多方面で活用を行っている。また、共通教育科目のコア科目の「キャリアデザイン」のなかで卒業生の講演を設ける、などの取り組みも行われている（家政学部）。



### 基準領域 3：適切な教職課程カリキュラム

#### 基準項目 3-1：教職課程カリキュラムの編成・実施

- (1) 教職課程科目に限らず、キャップ制を踏まえた上で卒業までに修得すべき単位を有効活用して、建学の精神を具現する特色ある教職課程教育を行っている。
- (2) 学科等の目的を踏まえ、教職課程科目相互とそれ以外の学科科目等との系統性の確保を図りながら、コアカリキュラムに対応する教職課程カリキュラムを編成している。
- (3) 教職課程カリキュラムの編成・実施にあたり、教員育成指標を踏まえる等、今日の学校教育に対応する内容上の工夫がなされている。
- (4) 今日の学校における ICT 機器を活用し、情報活用能力を育てる教育への対応が充分可能となるように、情報機器に関する科目や教科指導法科目等を中心に適切な指導が行われている。
- (5) アクティブ・ラーニング（「主体的・対話的で深い学び」）やグループワークを促す工夫により、課題発見や課題解決等の力量を育成している。
- (6) 教職課程シラバスにおいて、各科目の学修内容や評価方法等を学生に明確に示している。
- (7) 教育実習を行う上で必要な履修要件を設定し、教育実習を実りあるものとするよう指導を行っている。
- (8) 「履修カルテ」等を用いて、学生の学修状況に応じたきめ細かな教職指導を行い、「教職実践演習」の指導にこの蓄積を活かしている。

CAP 制の範囲内で履修することができるように、教職課程科目については法令上要請されている以上の設置を行っておらず、本学における特色ある教職課程教育は、主には専門教育科目（教科（領域）に関する専門的事項を含む）において、各学科・科の特色ある教育によって実現されている。

教職課程では、法令上要請されている科目の設置を前提として、それと学科・科の専門教育科目が系統的に配置されている。また、教職課程科目及び英語科免許に関わる教科に関する専門的事項に関する科目については、教職課程コアカリキュラムに準拠して科目を設置・開設している。

主に本学が所在する東京都・埼玉県の教員育成指標を参考にしつつ、履修カルテ（教職ポートフォリオおよび紙媒体）における育成指標を定め、教職課程カリキュラム実施の指針としている。

「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」として、本学においては、幼稚園教諭課程・特別支援学校教諭課程を除くすべての課程で、「教育における ICT 活用」（1 単位）を設け、2022（令和 4）年度入学生から履修することとしている。また、教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目のうち、「情報機器の操作」として本学では「実践情報活用」（2 単位）を開設してきたが、次年度以降に「数理、データ活用及び人工知能教育プログラム認定制度」（MDASH）に基づく科目群を設置し、66 条の 6 科目を変更することを目指している。また、これらの科目だけでなく、先述の manaba を中心に、教職課程を構成する科目群で ICT の活用が行われているところである。ただ、manaba は利用者権限で利用できるにとどまるため、次年度以降に Google Classroom を教員権限で用いられるようにして、より利

用できる環境を整備していく。

教職課程にとどまらず、本学では全学的にアクティブラーニングを推進しており、シラバス上に明記している。こうした学修活動を通じて、課題発見や課題解決等々の力量形成に寄与している。

シラバスも、教職課程にとどまらず、本学のすべての科目について学修内容や評価方法等を学生に明確に示すこととしており、すべてのシラバスは第三者チェックを経て公開されている。

先述してきたとおり、教育実習にはどの課程においても履修条件を設け、それを満たさない場合には教育実習を履修することができないこととしている。また、教育実習については事前指導を行い、その留意点だけでなく、どのような学びを目指すのかについても指導している。

履修カルテ（教職ポートフォリオおよび紙媒体）を毎年度入力・記入していき、それを教職実践演習において活用して、それぞれの学生が十分でない部分を自覚できるように促し、指導に生かしている。次年度からは全学的なポートフォリオシステムが導入されるため、学生の学修状況及び指導状況をより包括的かつ詳細に捉えることができるようになり、より丁寧な指導が可能となる見込みである。

**基準項目 3-2：実践的指導力養成と地域との連携**

- (1) 取得する教員免許状の特性に応じた実践的指導力を育成する機会を設定している。
- (2) 様々な体験活動（介護等体験，ボランティア，インターンシップ等）とその振り返りの機会を設けている。
- (3) 地域の子どもの実態や学校における教育実践の最新の事情について学生が理解する機会を設けている。
- (4) 大学ないし教職センター等と教育委員会等との組織的な連携協力体制の構築を図っている。
- (5) 教職センター等と教育実習協力校とが教育実習の充実を図るために連携を図っている。

各課程において模擬授業や模擬実習、演習を取り入れることで、より実践性の高い指導力の育成を行っている。また、現職教員、教育委員会等によるゲストティーチャーなどを活用し、学校現場で求められる資質能力の育成を行っている。

コロナ禍のため、2020（令和2）年度～2022（令和4）年度においては介護等体験は実施できず、代替措置で対応した。それ以前に介護等体験が実施されていた際には、事前指導、振り返りのレポート提出を求めてきた。また、ボランティア活動については任意の取り組みではあるが、学生が学校・園でボランティアを行っている。ただ、そのうち、単位認定を希望する場合、共通教育科目の自主講座として単位認定を受けることができるが、その場合は

活動内容と振り返りの所定用紙に記入のうえ提出することで認められることになる。また、一部の課程ではインターンシップを実施して、定期的な振り返りの機会を設けている（家政学部，人文学部）。また，子ども学部では「放課後等デイサービスつくし」でのボランティアの受け入れ等を行っており，また，その他のボランティアについても，学部内で事前に共有する，などしている。

先述の通り，本学では北区及び板橋区と包括協定を結んでおり，ボランティア，教育実習等での協力，あるいは講師派遣等を行ってもらっている。また，狭山市，入間市，飯能市などとの連携も行っている（子ども学部）。加えて，都県教育委員会とは協定等は結んでいないものの，講師派遣等での協力体制を構築している。

教育実習については，幼稚園教諭課程では協力園を中心に行っており，2年に1回意見交換会を行っている。その他の課程についてはおおむね出身校で教育実習を行っているが，実習が適正に行われるように，課程ごとに教育実習についての考え方等を実習校へ送付し理解を得るようにしている。

## 総括と次年度以降の課題

2022（令和4）年度にはじめて教職課程の自己点検・評価を行ったが、おおむね適正に実施されている。ただ、今後より充実するために必要となることが認められることから、それらについては、各学部・科において取り組み、3年後の点検・評価時にその進捗を確認することとしたい。

なお、本年度ははじめての自己点検・評価の実施であったことから、大学の自己点検・評価の際に求めるエビデンスの提出を求めずに行った。これは、大学の自己点検・評価において、第三者評価が義務づけられる前の段階では各大学の主体性のもとで自己点検・評価を行われていたことに倣ったためである。教職課程についても、いずれ第三者評価を受けることが義務づけられることが予想されるが、評価のためのエビデンスづくりとならないように、まずは自らの教育活動を振り返ることに主眼があると考えたことによる。ただし、いずれかの時期において、大学の自己点検・評価と同様の進め方が必要となることは予想されるため、次回以降の点検・評価での実施方法を検討する必要がある。

大学と短期大学部は別組織であるが、本学では、歴史的経緯から大学と短期大学部を一体的に運用してきた。大学・短期大学部の自己点検・評価については、第三者評価の問題もあって大学・短期大学部ごとに実施しているが、教職課程についてはまだ第三者評価が義務づけられていないことから、本学の実態に即して一体的な自己点検・評価とした。これについても、今後検討されるべき課題である。